

告 示

埼玉県告示第二百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー北戸田店

埼玉県戸田市笹目北町二番十九

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 計画地周辺には、倉庫・工場等が集積しており、大型車両の通行が多く、また、既存の商業施設への車両による来客も多くあります。今回の届出に伴う交通量の増加も見込まれるため、交通整理員や警備員等を配置するなど通学途中の児童生徒の交通安全には十分な配慮をお願いいたします。
- (2) 店外に、夜間青少年がたむろすることがないように、適切な明るさを確保するように配慮をお願いします。
- (3) 監視カメラの設置や警備員による見回りの実施、犯罪防止啓発ポスターの掲示等、防犯対策に配慮するようお願いいたします。
- (4) 店舗周辺の道路（歩道含む）において、車両及び歩行者が安全に通行できるように、警備員等の配置による交通整理、違法駐車や放置自転車の防止対策について、配慮するようお願いいたします。
- (5) 見やすいように、駐車場、駐輪場の案内看板等の設置をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十八年三月八日から平成二十八年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター